

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 令和2年 3月19日 市民局長 決裁
 改正 令和3年 4月 1日 地域活動推進課長 決裁
 令和4年 3月17日 地域活動推進課長 決裁
 令和4年 7月 1日 地域活動推進課長 決裁
 令和5年10月 1日 地域活動推進課長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第9条及び熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和48年規則第35号）第9条の規定に基づき、規則に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 規則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

規則の条項	書類の名称	様式
町内自治振興補助金交付規則 第4条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第4条第1項	町内自治振興 熊本市防犯灯 補助金交付申込書	様式第1号
町内自治振興補助金交付規則 第5条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第5条第1項	町内自治振興 熊本市防犯灯 補助金交付決定通知書	様式第2号
町内自治振興補助金交付規則 第7条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第7条第1項	事業実施報告書	様式第3号

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則に規定する書類の様式等を定める要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則に規定する書類の様式等を定める要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**町内自治振興
熊本市防犯灯
補助金交付申込書**

年 月 日

熊本市長(宛)

申込者	町内自治会等名	
	代表者名	

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金の交付について、町内自治振興補助金交付規則第4条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 町内自治振興補助金

年4月1日 現在の町内自治会等加入世帯数

世帯

2 防犯灯補助金 ※該当する区分の防犯灯について記入してください。

防犯灯の区分	灯数				
	契約電力が10ワット以下のもの	契約電力が10ワットを超え、20ワット以下のもの	契約電力が20ワットを超え、40ワット以下のもの	契約電力が40ワットを超え、60ワット以下のもの	契約電力が60ワットを超えるもの
4月1日までに設置されている防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯

3 添付書類

(1) 町内自治振興補助金関係

- ① 年度 事業(活動)計画書
- ② 年度 予算書

(2) 防犯灯補助金関係

- ・ 4月1日までに設置されている防犯灯
 - ① 電力会社発行の4月分の電気料金領収書又は請求書
- ・ 4月2日から12月31日までに設置された防犯灯
 - ① 電力会社発行の電気料金領収書又は請求書
 - ② 灯数及び設置日の確認ができる書類

(3) 振込口座に変更がある場合

- ① 通帳(口座番号及び口座名義等がわかるページ)の写し

発第 号
年 月 日

申込者 名称
代表者

様

熊本市長
(区役所総務企画課扱い)

町内自治振興
熊本市防犯灯

補助金交付決定通知書

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金については、町内自治振興補助金交付規則第5条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助事業等の名称及び補助金額

(1) 町内自治振興補助金	円	(世帯)
(内訳) 均等割	円	
世帯割	円	

(2) 熊本市防犯灯補助金	円	(灯)
---------------	---	-------

2 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が終了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、事業実施報告書及び事業(活動)実績報告書並びに決算書(又は決算見込書)を市長に提出しなければならない。
- 3 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 4 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

年 月 日

熊本市長 (宛)

町内自治会等名	
代表者	

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金については、町内自治振興補助金交付規則第7条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第7条の規定により、報告します。

<添付書類>

- (1) 年度 事業 (活動) 実績報告書 (具体的内容を記したもの)
- (2) 年度 決算書又は決算見込書